

公立大学法人横浜市立大学転学部・転学科に関する取扱規程

制 定 平成 17 年 10 月 1 日 規程第 93 号
最近改正 平成 30 年 12 月 4 日 規程第 60 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学学則第26条（転学部）及び第27条（転学科）の規定に基づき、横浜市立大学（以下「本学」という。）における転学部及び転学科に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 学長は、転学部及び転学科を志望する者の願出に基づき、転学部又は転学科を決定することができる。

(人数)

第 3 条 学長は、各学部の学科ごとに、既存の学生の教育に支障のない範囲で、転学部又は転学科を決定することができる。

2 前項の決定人数は、原則として若干名とする。

(公示)

第 4 条 学長は、転学部又は転学科を志望する者に対する当該年度の選考方法その他必要な事項を、関係学部の教授会の議を経て、12月末日までに決定する。

2 学長は、前項により決定した選考方法等を、1月10日までに公示するものとする。

3 学長は、当該年度に転学部・転学科試験を実施しない学部又は学科を、当該学部の教授会の議を経て、5月末日までに決定する。

4 学長は、前項により決定した学部又は学科を、6月10日までに公示するものとする。

(手続)

第 5 条 転学部又は転学科を志望する学生は、転学部（転学科）志望理由書を添えて、転学部願又は転学科願を、2月5日までに、所属する学部の学部長を経由して学長に提出しなければならない。

2 前項により、願を受理した学部長は、当該願に関する教授会の意見を願に添えなければならない。

3 学長は、前項の意見が転学部又は転学科を認めるものであるときは、転学部又は転学科を志望する学部の学部長に、前2項に定める書類を添えて、意見を求めるものとする。

4 学長は、前項の意見を受け、3月20日までに、転学部又は転学科の可否について決定し、出願した学生に通知するものとする。

5 前項の通知が可の場合には、転学部又は転学科後に配属される年次も、併せて通知するものとする。

(可否の意見等)

第 6 条 前条3項の意見を求められた学部長は、教授会の議を経て、学長に意見を提出するものとする。

2 教授会は、転学部又は転学科につき審議するにあたっては、前条に定める書類のほ

か、入学試験の成績、在学中の成績、学力試験結果、面接結果、小論文の成績の外その他教授会が必要と認めるものを審議資料とすることができる。

(転学部等の時期)

第7条 転学部又は転学科の時期は、学年の始とする。

(在学中に修得した単位の扱い)

第8条 転学部又は転学科以前に本学において修得した単位の扱いについては、学生の申請に基づき、新たに所属した学部教授会において決定するものとする。

(在学年限)

第9条 転学部又は転学科を認められた者の残りの在学期間は、転学部又は転学科が決定された 学部又は学科の所定の在学年限から、当該者が既に在学した期間を差し引いた期間とする。

(制限)

第10条 学長が転学部又は転学科の決定を行った学生は、転学部又は転学科の取り消しを求めることができない。

2 転学部又は転学科をした学生は、原則として再び転学部又は転学科をすることはできない。

(改正手続)

第11条 この規程の改正は、学長が各学部教授会の議を経て行う。

附 則（平成17年規程第93号）

(施行期日)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第60号）

(施行期日)

この規程は、平成30年12月4日から施行する。

(様式)

転 学 部 願 ・ 転 学 科 願

所属学部・学科 _____ 学部 _____ 学科

入学年度 _____ 年度

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、次により 学部 学科に転学部・転学科したいの
で、願い出ます。

転学部・転学科期日 年 4 月 1 日

横 浜 市 立 大 学 長 様

住 所

(電話番号)

氏 名 _____

印

保証人住所

(電話番号)

氏 名 _____

印

転学部・転学科 志望理由書

所属学部·学科

学籍番号

氏 名